

【訪問診療に関する】

(主訴) 上の入れ歯があたって痛い (病名) 7+7 床下粘膜異常 MT(リソウ)

下の義歯が欠けた

7+7 義歯ハセツ

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/1	— —	か初診(コメントは省略)	270		
	— —	訪問診療 1 14:00~15:00	830		①注 1
	— —	居宅 脳梗塞で寝たきり	/		
	<u>7</u> <u>7</u>	下顎義歯正中より破折	/		
	— —	下顎義歯修理 imp(アルジネート)	40		
	— —	B T	255		
	<u>7</u> <u>7</u>	T.コンデ(ソフトライナー)	110	1505 4520	
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	
	— —	口腔内の清掃と全体的健康のかかわりについて、介護	/		
	— —	サービスに口腔清掃を取り入れるようにケアマネージ	/		
	— —	ャーに連絡をとる	/		
4/8	— —	か再診	40		
	— —	訪問診療 1 10:00~11:00	830		
	— —	居宅			
	<u>7</u> <u>-7</u>	修理義歯セット 調B 左頬側疼痛あり(P I P使用)	500 + 45		
	— —	エンジン	50		
	— —	疼痛(-) 発赤(-)	/		
	<u>7</u> <u>-7</u>	T.コンデ(ソフトライナー)			
	— —	「粘膜の炎症改善、一部に発赤と圧痛」	110	1575 4730	
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	
	— —	義歯の清掃法、着脱法、保存法について	/		



【訪問診療に関する】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
4/16	— —	か再診	40		
	— —	訪問診療 1 10:00~11:00	830		
	— —	居宅			
	7 7	補診 T.コンデで疼痛(-) 床リソウする	70		
	7 7	直接床リソウ(トクソーリベース)	950		
	7 7	調B 左頬側疼痛あり(P I P使用)	50		
	— —	年齢変化による顎提の吸収について説明	45		
	— —	エンジン	50	2035 6110	
4/18	— —	か再診	40		
	— —	訪問診療 1 9:00~9:30	830		
	— —	居宅			
	7 7	調B 左頬側疼痛あり(P I P使用)	45		
	— —	毎食後の清掃の励行を指導			
	— —	エンジン	50	965 2900	
	— —	4月分 実4日 6,030 点			
	— —	介護保険分 計 1,000 単位			

①注 1：診療時間が1時間を越えた場合は30分又はその端数を増すごとに、所定点数に100点を加算する。

(摘要欄の記載)訪問先・日付け・開始の時刻、終了の時刻、通院困難となった理由

【訪問診療に関する】

(主訴) ② 歯が欠けた

(病名) ② P₃

③ 歯がしみる

③ Hys

⑤ 冠がとれた

⑤ FCKダツリ・C

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
5/10	— —	か初診 (コメントは省略)	270		
	— —	訪問診療 1 10:00~11:00	830		
	— —	居宅 脳内出血のため寝たきり状態			
	— 2	OA (ハリケーンゲル) 3%シタネスト Ct1.0ml 浸麻			
	— 2	抜歯	225		
	— —	㊦ + ㊦	42 + 9		
	— —	㊦ 効能と副作用について説明	10		
	— —	カロナール錠 2 T × 2 回分 (疼痛時)	2 × 2	1390 4170	
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	
	— —	(コメント 略)			
5/11	— —	か再診	40		
	— —	訪問診療 1 9:30~10:00	830		
	— —	居宅			
	— 2	Sp (H ₂ O ₂ , JG)			
	— —	経過良好 疼痛 (-)			
	— 3	知覚過敏処置 F バニッシュ塗布	40		
	— 5	普処 (軟化象牙質除去)	16		
	— —	FCK再装着	45		
	— —	ガラスイオノマー系レジンセメント フジリユート	22		
	— —	タービン	200	1193 3580	



【訪問診療に関する】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	
	— —	(コメント 略)			
	— —	5月分 実2日 2,583 点			
	— —	介護保険分 計 1,000 単位			

【歯科訪問診療料算定時の 50/100 加算の取り扱い】

抜髄、感染根管処置、抜歯（乳歯、前歯、臼歯に限る）、口腔内消炎手術（歯肉膿瘍等に限る）、有床義歯修理、調B、老調Bを行った時、50/100の加算ができる。

【訪問診療に関する】

(主訴) ムシ歯を治したい

(病名) 2 C₃ 急化 pul

痛い歯がある

1) C

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
7/9	— —	か初診 (コメントは省略) ㊦	270 + 175		
	— —	訪問診療 1 10:00~11:00	830		
	— —	居宅 脳内出血のため寝たきり状態で、治療中 体幹の			
	— —	安定が得られず、頭部の固定は介助者による。			
	— 2	単治 EZ	16		
	1 —	充形 + か初診届出加算 冷水痛(+) 自発痛(-)	180 + 8		
	— —	EE EB	65		
	— —	光 CR 充填 (B) ライトフィル	78 + 11		
	— —	光 CR 研磨	21		
	— —	タービン	200	1854 5560	
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	
	— —	(コメント 略)			
7/14	— —	か再診 ㊦	40 + 175		
	— —	訪問診療 1 9:00~10:00	830		
	— —	居宅			
	— 2	冷水痛(+) 温水痛(+) 自発痛(+)			
	— —	OA (ハリケーンゲル) 3%シタネスト Ct1.0ml 浸麻			
	— 2	抜髄 (NC、メトコール、EZ)	315		
	— —	EMR (#30 20mm)	30	1590 4770	
	— —	タービン	200		
	— —	(介) 歯科医師による居宅療養管理指導	500 単位	500	



【訪問診療に関する】

月日	部 位	療 法 ・ 処 置	点 数	負担金 徴収金	コメント
	— —	(コメント 略)	/		
	— —	(介)歯科衛生士による居宅療養管理指導(1回目)	550 単位	550	
7/25	— —	か再診 ㊦	40 + 175		
	— —	訪問診療 1 9:00~9:30	830		
	— —	居宅	/		
	— 2	根充(NC CAN EZ cement) 自発痛(-)	102		
	— —	タービン	200	1347 4040	
	— —	(介) 歯科衛生士による居宅療養管理指導	300 単位	300	㊦ 1
	— —	義歯の取り扱い、清掃法の指導について指示	/		
	— —	7月分 実3日 4,775 点			
	— —	介護保険分 計 1,850 単位			

著しく歯科診療が困難な障害者に対する訪問診療については、㊦加算 + 175 点、及び「処置・手術・麻酔・歯冠修復及び欠損補綴」の項目は従来どおり 50/100 の加算が出来る。

㊦ 1 : 歯科衛生士による居宅療養管理指導は初回の訪問診療日には算定できない 1 回目 550 単位、2 回目以降 300 単位で、1 ヶ月に 4 回を限度として算定する。 4 月より改正になる
車馬代は別途請求可能